

## 原子力災害拠点病院の指定等について

### 1 概要

原子力災害対策特別措置法に基づき定められた原子力災害対策指針が平成27年8月26日に改正され、立地道府県等（原子炉施設等立地道府県及びその他原子力災害対策重点区域内の道府県。以下同じ。）において、原子力災害医療の中核を担う「原子力災害拠点病院」を指定するとともに、原子力災害医療対策を支援する「原子力災害医療協力機関」を登録することとされた。

本県では、平成30年度から6年間を計画期間とする「第7期岐阜県保健医療計画」において、「災害医療対策」の「原子力災害医療体制の整備」の項目に、原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録を進める旨位置付けることとしている。

### 2 主な役割

#### (1) 原子力災害拠点病院

- 原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

#### (2) 原子力災害医療協力機関

- 原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

### 3 主な要件

	原子力災害拠点病院	原子力災害医療協力機関
実施主体	・原則として、災害拠点病院	・医療機関（病院、診療所） ・医療機関以外の機関（研究所、大学病院以外の大学、団体、民間企業等）
施設要件	①救急医療の提供体制の保有 ②被ばく医療の提供体制の保有 ③「原子力災害医療派遣チーム」の保有 ④上記に必要な医療従事者、施設及び設備等 ⑤研修・訓練への参加 ⑥災害医療体制ネットワークへの参画 など	①下記に掲げる7項目のうち、1項目以上を実施できること。 A) 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療 B) 被災者の放射性物質による汚染の測定 C) 「原子力災害医療派遣チーム」の保有 D) 救護所への医療チーム（又は医療関係者）の派遣 E) 避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣 F) 立地道府県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援 G) その他、原子力災害発生時に必要な支援 ②上記機能に必要な医療従事者、施設及び設備等 ③研修・訓練への参加 ④災害医療体制ネットワークへの参画 など

## 4 指定及び登録予定医療機関等

### (1) 原子力災害拠点病院

医療機関名	摘要
岐阜大学医学部附属病院	基幹災害拠点病院

### (2) 原子力災害医療協力機関

(調整中)

## 5 今後のスケジュール

平成30年3月末 原子力災害拠点病院の指定

原子力災害医療協力機関の登録 (随時)